



# 川口市立高等学校 〈全日制課程〉 令和3年度入学者選抜 生徒募集要項

〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-1-40

HP <https://kawaguchicity-hs.ed.jp>

TEL 048-483-5917 FAX 048-262-5081

## 1 募集人員

理数科 40名, 普通科 280名, 普通科スポーツ科学コース 80名

## 2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ令和3年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 令和3年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者

## 3 通学区域

埼玉県の区域とする。

## 4 出願手続

### (1) 出願書類

ア 入学願書、受検票

イ 入学選考手数料 納付書・領収書

入学選考手数料2,200円を振込により納入する。

出願までに所定の納付書により入学選考手数料を指定の金融機関で納入し、受領済印が押印された「納付書・領収書」を入学願書の裏面に貼付する（取扱金融機関については納付書の裏面に記載）。納付書には、志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。

なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

本校の全日制的課程及び定時制の課程それぞれに志願者がある場合は、両課程に1部ずつ提出すること。

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

### (2) 出願書類の提出方法

ア 志願者が提出するもの

「入学願書」「受検票」「納付書・領収書(入学願書の裏面に添付)」「調査書」を同封する。また、特別選抜等で、この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。

なお、下記の(ア)(イ)(ウ)の場合は、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。

また、下記の(ア)(イ)の場合は、送付票を同封すること。

<提出方法>

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、中学校がまとめて持参することや志願者が郵送・持参することも可とする。

(ア) 中学校がまとめて郵送する場合

- ・令和3年2月12日(金)を配達指定日とすること。
- ・「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。
- ・「学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表」を同封して提出することができる。この場合、封筒の表には、「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。

(イ) 中学校がまとめて持参する場合

- ・令和3年2月12日(金) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
- ・「学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表」を同封して提出することができる。この場合、封筒の表には、「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。

(ウ) 志願者本人が郵送する場合

- ・令和3年2月12日(金)を配達指定日とすること。
- ・「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。
- ・「学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表」は同封できない。

(エ) 志願者本人が持参する場合

- ・令和3年2月15日(月) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
- ・令和3年2月16日(火) 午前9時から正午まで
- ・「学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表」は同封できない。

※(ア)(イ)(ウ)による出願の場合、受検票が郵送される。令和3年2月19日(金)の朝の出欠確認時に受検票が届いていない場合は、中学校長を通じて本校へ連絡すること。

イ 出身中学校長が提出するもの

「学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表」

<提出先及び提出方法>

- ・本校及び高校教育指導課
- ・本校への提出は、アの<提出方法>(ア)(イ)によるが、原則、郵送によるものとする。
- ・高校教育指導課への提出は、実施要項に従い郵送又は持参とする。

## 5 併願

- (1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。
- (2) 本校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

## 6 第2志望

理数科と普通科(スポーツ科学コースを除く)の間で、相互に第2志望を認める。

第2志望を希望する場合の「入学願書」の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入すること。第2志望を希望しない場合は「なし」の欄に○を付すこと。

## 7 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

令和3年2月18日(木)から2月19日(金)まで

受付時間は、2月18日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで  
2月19日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

なお、本校にて出願が認められているが、受検票が手元に届いていない志願者が志願先変更を希望する場合、中学校長が発行する「志願先変更願」のみで志願先変更を行うことができる。

志願先変更の手続は、窓口受付のみとする。郵送による手続は認めない。

ア 入学選考手数料

(ア) 県立並びにさいたま市立及び川越市立の高等学校から本校へ志願先を変更する場合は現金を持参し、受付時に納入すること。

本校定時制の課程から全日制の課程に志願先変更する場合は、不足の額の選考手数料を納入すること。

(イ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(3) 本校の学科間における志願先変更

本校の学科間において志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、本校校長に提出した後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

なお、学科間における志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

(4) 第2志望のみの変更

「(3)本校の学科間における志願先変更」による。その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

## 8 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

## 9 学力検査

(1) 志願者は、令和3年2月26日(金)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 当日、保健所から健康観察や外出自粛を要請されている志願者及びチェックリストに該当した志願者は、学力検査を受検することができない。(詳細は中学校に問い合わせてください。)

(3) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を欠席、あるいは急な体調不良により一部を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。

なお、追検査の受検をする場合は「11 追検査」による。

- (4) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。出題範囲は「令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検査問題の出題範囲方針並びに学力検査の実施教科及び出題範囲について」による。  
 なお、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5) 学力検査会場は、本校とする。
- (6) 学力検査の日程は、次のとおりとする。
- ア 実施日 令和3年2月26日(金)
- イ 集合時刻 午前8時35分
- ウ 集合場所 本校

時間	8:45～ 9:20	9:25～ 10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(7) 携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、弁当、体育館履き

検査時に使用するもの	携行してはいけないもの
○鉛筆 (シャープペンシルも可。)	●学力検査に必要なもの ●学力検査の公平性を損なうおそれのあるもの (例) 下敷き 分度器 (もしくは類似機能を持つ文具類) 文字、公式等が記入された定規等 和歌や格言等が印刷された鉛筆等 色鉛筆、蛍光ペン、ボールペン 計算機、計算機能や辞書機能等のある時計 携帯電話等の電子機器類 (時計がわりの使用も認めない。)
○消しゴム	
○三角定規 (直定規も可。)	
○コンパス	
検査時に使用を認めるもの	
○計時機能のみの時計	

(注意) 受検票は常に携行し、検査中は定められた場所に置くこと。

10 面接

- (1) スポーツ科学コースにおいて、令和3年3月1日(月)に実施する。
- (2) 詳細は、学力検査当日に連絡する。
- (3) 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

11 追検査

- (1) 次のア、イ又はウに該当する者は、追検査を受検することができる。
- ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査及び面接をすべて欠席した者
- イ 「9 学力検査(2)」に該当し、学力検査を受検できない者
- ウ 一部受検者  
 一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良により、学力検査を継続することが難しいと判断された者をいう。ただし、受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科に限る。
- (2) 中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかったことを踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合は、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」を令和3年3月1日(月)正午までに本校校長に提出すること。  
 なお、新型コロナウイルスに感染するなどして、令和3年3月3日(水)の追検査を受検することができないことが明らかな場合は、「特例追検査」の扱いとする。(詳細は中学校に問い合わせてください。)
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」を交付する。
- (4) 「11 追検査(1)」に該当し、かつ、追検査当日に保健所から健康観察や外出自粛を要請されている志願者は、追検査を受検することができない。ただし、次のア、イ及びウのすべてを満たす濃厚接触者を除く。
- ア 初期スクリーニング(自治体のPCR検査及び検疫所における抗原定量検査)の結果、陰性である
- イ 追検査当日も無症状である
- ウ 公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場へ行くことができる
- (5) 検査会場は原則、本校とする。ただし、追検査当日の無症状の濃厚接触者の検査会場は、県が指定する県内4施設とする。
- (6) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。出題範囲は、学力検査に準ずる。  
 なお、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施する。英語にはリスニングテストを含む。  
 また、一部受検者は、「11 追検査(1)ウ」のとおりとする。
- (7) 「追検査受検願」を提出した志願者に対しては、3月1日(月)の面接を実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては3月3日(水)に面接を実施する。  
 なお、追検査において、不登校の生徒を対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集に出願している追検査当日の濃厚接触者の面接は実施しない。

(8) 追検査の日程及び配点等は、学力検査に準ずる。

(9) 新型コロナウイルスに感染するなどして、学力検査・追検査をすべて欠席した志願者は、3月12日(金)に実施される特例追検査(国数英の3科目)を受検することができる。(詳細は中学校にお問い合わせください。)

## 12 入学許可候補者の発表

(1) 日時・方法

令和3年3月8日(月)

- ・午前 9時 本校ホームページに掲載する
- ・午前10時 本校にて掲示する

(2) 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。

(3) 入学許可候補者は、発表当日に受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。

受取時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。

(4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

(5) 入学許可候補者の発表に関する電話での問い合わせには応じない。(自家用車での来校はご遠慮ください。)

(6) 本校ホームページ発表開始の午前9時は、アクセスが集中し閲覧できないことがある。この場合、時間を空けて再度アクセスすること。

## 13 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

(1) 募集人員等

募集人員は定めない。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

(2) 出願資格

令和3年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

(3) 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、入学願書とともに本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別な選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

(4) 第2志望の扱い

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科においてはこの選抜の対象としない。

(5) 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

(6) 面接

ア 面接は個人面接とし、理数科及び普通科においては令和3年2月26日(金)に実施し、スポーツ科学コースにおいては令和3年3月1日(月)に実施する。

イ 詳細は、学力検査当日に連絡する。

ウ 急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

## 14 その他

(1) 私立中学校及び県外の中学校等から出願を希望する場合、又は帰国生徒特別な選抜に出願を希望する場合は、川口市立高等学校まで問い合わせること。

(2) 海外の中学校等から出願を希望する場合は、川口市教育委員会まで問い合わせること。

TEL 048-258-1256

### <会場案内>



### <交通案内(参考)>

J R 西川口駅	バス 8分、徒歩 25分、自転車 13分
J R 川口駅	バス 13分
S R 鳩ヶ谷駅	バス 11分、徒歩 20分、自転車 12分
J R 東川口駅	バス 34分

※ 当日の交通事情により遅れが生じる場合がございます。